



議員提出第7号議案

大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を地方自治法第112条及び大田区議会会議規則第13条第1項の規定
により提出する。

令和5年6月15日

大田区議会議長 押見隆太様

提出者

清水菊美

佐藤伸

すがや郁恵

杉山こういち

村石真依子

大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例

大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 31 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「招集に応じ若しくは委員会に出席するため旅行したとき又は」を削り、「公務のため」の次に「特別区の存する区域外に」を加え、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「に定めるもののほか議員が公務のため旅行したときに」を「の規定により」に改め、「第 1 項の」を削り、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項を同条第 3 項とする。

付 則

- 1 この条例は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 6 条の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（提案理由）

日額旅費の支給を廃止するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。